

釧路市動物園ホッキョクグマ舎ネーミングライツ募集要項

1 趣 旨

自然界では出会えることの少ない野生生物たちを身近に観察し、ふれあい、学べる釧路市動物園の安定的な維持管理・運営を図ること等を目的に、新しくホッキョクグマを迎えるホッキョクグマ舎にネーミングライツ（愛称を付与する権利およびこれに付帯する諸権利等）を導入することとし、次のとおり、市とネーミングライツに係る契約を締結していただくスポンサーを募集します。

2 対象施設

対 象 施 設	ホッキョクグマ舎
所 在 地	釧路市阿寒町下仁々志別11番（釧路市動物園内）
施 設 概 要	※下記10のとおり

3 募集期間

2025（令和7）年10月11日（土）から2025（令和7）年11月10日（月）まで

※ 持参による場合：受付時間は、午前9時30分から午後5時まで

※ 郵送による場合：2025（令和7）年11月10日（月） 必着

4 契約条件

- ネーミングライツ料（提案希望額）：月額5万円以上（税別）
月額 × 12ヶ月 = 60万円以上（税別）
- 契約希望期間：2026（令和8）年1月1日（木）から、複数年（3年以上）
- ※ ネーミングライツスポンサーが契約期間終了後も引き続きネーミングライツ契約の継続を希望する場合は、優先交渉権があります。
- ※ ネーミングライツ料は1年毎のお支払いとなります。

5 応募資格

応募者は、次の要件をすべて満たす者又はそれらにより構成された団体でなければなりません。

(1) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 国税（法人税、消費税、地方消費税）、市区町村税を滞納している者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項

を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手續中の者
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務委託営業を営む者
- ⑤ 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者
- ⑥ 政治団体又は宗教団体
- ⑦ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- ⑧ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第1項に規定する訪問販売、同条第3項に規定する電話勧誘販売、同法第33条第1項に規定する連鎖販売業、同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業又は同法第58条の4に規定する訪問購入を業として営む者
- ⑨ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者
- ⑩ 法律に定めのない医業類似行為を行う者
- ⑪ その他ネーミングライツスポンサーとしてふさわしくないと市が認める者

6 応募方法等

釧路市動物園ホッキョクグマ舎ネーミングライツスポンサー申込書【様式第1号】に必要事項を記入し、必要添付書類を添えて釧路市教育委員会生涯学習部動物園（下記13参照）まで提出してください。（持参もしくは郵便書留による郵送）

1. 提出書類（①～⑥まで正本1部、副本8部を提出して下さい）

- ① 釧路市動物園ホッキョクグマ舎ネーミングライツスポンサー申込書（様式第1号）
※登記された印鑑を押印してください。
※【様式第1号】は釧路市ホームページに掲載します。
「北海道釧路市ホームページ」⇒「産業・ビジネス」⇒「広告事業」
⇒「釧路市動物園ホッキョクグマ舎のネーミングライツスポンサーを募集します」
- ② 登記事項証明書（商業・法人登記簿謄本）
※提出日において発行日より3か月以内のもの。
- ③ 納税証明書（税務署発行の「納税証明書」、釧路市発行の「完納証明書」）

※提出日において発行日より3か月以内のもの。

- ④ 定款
- ⑤ 法人概要
- ⑥ 決算報告書（直近3か年）

7 愛称付与の条件

(1) 愛称等に関する条件

- ① 愛称等は、公の施設の愛称等としてふさわしいものとし、施設の設置目的がイメージできるものとしてください。
- ② 市民及び施設利用者の理解が得られる愛称等としてください。
- ③ 冠の後に、「ホッキョクグマ舎」という言葉を入れてください。

※ ネーミングライツスポンサーが、「釧路商事株式会社」である場合の例
ホッキョクグマ舎 ⇒ 釧商ホッキョクグマ舎

(2) 次のいずれかに該当するもの又はそのおそれがあるものは、愛称に使用することができません。

- ① 第三者の権利を侵害するもの
- ② 釧路市以外の地域を連想させるもの
- ③ 法令等に違反するもの
- ④ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ⑤ 基本的人権を侵害するもの
- ⑥ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑦ 社会問題についての主義又は主張にあたるもの
- ⑧ その他、愛称として使用することが適当でないと釧路市教育委員会が認めるもの

(3) 市民や施設利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間中の愛称の変更はできません。

(4) 釧路市動物園条例（平成18年3月24日条例第21号）に規定する正式名称「釧路市動物園」を変更するものではありません。

(5) 愛称は2026（令和8）年1月1日（木）から使用開始します。

8 ネーミングライツに付帯する権利

(1) ネーミングライツスポンサーの広報及び広告、販売促進などにおいて、愛称と施設、釧路市動物園で飼育しているホッキョクグマの写真を使用できます。

(2) ホッキョクグマ舎放飼場壁面（正面）に愛称を表示できます。その他の愛称表示箇所については契約締結時に協議により決定します。（別紙参照）

(3) 釧路市動物園と日程等を協議の上、スポンサー限定イベントの開催。

(例：当園職員による動物ガイドツアーやエサやり体験などの実施)

(4) その他希望する事項があれば別途協議します。(内容によっては、公園内使用(占有)許可に関わる手続きが必要になるものがあります。)

9 費用の負担

(1) ネーミングライツスポンサー及び市の費用負担について ※1

区分	動物園	スポンサー企業
ネーミングライツ料		○
敷地内外の看板表示の変更 (施設看板や道路標識) ※2		○
契約期間終了後の原状回復費用		○
市の印刷物及び市ホームページの表示変更 (新愛称決定後に限る)	○	

※1 ネーミングライツ料を、釧路市教育委員会が指定する期限までに、納入通知書に基づき、各年度ごとに一括納入していただきます。既に納付されたネーミングライツ料は、還付しません。

※2 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については設置の可否も含めて協議します。

10 施設の概要

釧路市動物園ホッキョクグマ舎

○所在地：釧路市阿寒町下仁々志別11番(釧路市動物園内)

○竣工年：昭和50年9月

○開園期間：通年

※1 2月29日～1月2日および12月から2月の毎週水曜日を除く

○開園時間：4月10日～10月14日 9:30～16:30

10月15日～4月9日 10:00～15:30

○施設内容：獣舎面積：84.41㎡

放飼場面積：252.0㎡(うちプール面積102.0㎡)

1 1 選定方法等

(1) 選定方法

釧路市教育委員会が設置する「選定委員会」において定める選定基準により、応募企業等の経営の安定性や事業内容、ネーミングライツ料の提案金額、契約期間、愛称のふさわしさ、地域貢献に関する取り組みの提案内容等を総合的に判断し、必要に応じてプレゼンテーションやヒアリングを行い、ネーミングライツスポンサーの優先交渉権者を決定します。

(2) 選定結果の発表

全ての応募者に選定結果を通知するとともに、選定された法人名を釧路市のホームページ等を通じて発表します。

(3) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者の決定後、「8 ネーミングライツに付帯する権利」及び契約に関わる必要事項について協議を行います。協議が不調に終わった場合において、次点順位の応募者がいる場合は、その応募者と順次協議いたします。

(4) 契約の締結

釧路市教育委員会は、ネーミングライツスポンサーの優先交渉権者との協議が整った段階で、ネーミングライツに係る契約を締結します。

1 2 その他の留意事項

(1) 優先交渉権者の決定の取消し又は契約の解除

釧路市教育委員会は、優先交渉権者又はネーミングライツスポンサーとして決定された者が、その決定後に応募資格を欠くこととなったとき、又は社会的信用を損なう行為等をしたと認めるときは、優先交渉権者の決定を取り消し、又はネーミングライツに係る契約を解除することができることとします。契約を解除した場合における原状回復等に必要な費用については、ネーミングライツスポンサーが負担するものとし、納付済のネーミングライツ料は還付しません。

(2) ネーミングライツ料の不還付

納付済のネーミングライツ料は、原則還付しません。ただし、ネーミングライツスポンサーの責めに帰することができない事由により、ネーミングライツを中止し、又はネーミングライツに係る契約を解除したときは、この限りではありません。

(3) 愛称が第三者の権利を侵害した場合の対応

愛称が第三者の商標権その他の権利を侵害し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じた場合は、ネーミングライツスポンサーの責任と費用においてこれらを解決しなければなりません。

(4) 他の事業者による広告事業の実施

今後、釧路市動物園により、別途広告事業を実施する場合がございますので、ご留意ください。なお、その実施内容（例：動物園全体を対象とした広告事業など）によって必要と判断される場合には、事前にネーミングライツスポンサーと協議をいたします。

13 問い合わせ先

〒085-0204 釧路市阿寒町下仁々志別11番

釧路市教育委員会生涯学習部動物園（担当：鈴木）

電話：0154-56-2121 FAX：0154-56-2140

E-mail：zoo-kanri@city.kushiro.lg.jp